

【研究ノート】

## 移送文書群の「発見」について イギリス国立文書館の利用方法を考える

鈴木陽一

### はじめに

2012年10月5日、イギリスのメディアは、旧植民地で行われたとされる反政府活動家への拷問をめぐる裁判において政府が敗訴したことを一斉に報じた。ケニアにおける反植民地武装集団・ケニア土地自由軍——一般にイギリスからの呼称マウマウ団が使われる——元団員の起こした訴訟にイギリス高等裁判所は政府の控訴を認めず、これに賠償を命じたのである。非常事態の下、捕まった団員たちは語るのもおぞましい虐待を受けた。高裁はこれに時効を認めなかったのである (*The Guardian*, 6 October 2012)。

注目すべきはこの訴訟の過程において、弁護団、さらにこれをサポートする研究者たちの働きによって今まで知られていなかった大量の文書の存在が明らかになったことである。ケニア脱植民地化の過程においては、大量の現地公文書が破棄、またはイギリス本国に移送され、多数の犯罪・不法行為が隠ぺいされた。それゆえ、原告側は残された文書の所在を突き止めて開示させ、これら史料を用いることで訴訟に勝利したのだ。しかも、訴訟の過程においてケニアに限らずほぼ全てのイギリス植民地において同様の植民地文書の破棄・隠ぺいが行われていたことも判明した。イギリス政府を困惑させる文書、その植民地支配に協力した人々を困惑させる文書等は後継政府に渡さないとの植民地相の決定が各地植民地に周知され、大量の植民地文書について破棄または本国への移送の措置が採られていたのだ。長きにわたる年月を経て、破棄を免れ本国に移送された文書——通称、移送文書群 (migrated archives) ——はイギリス国立文書館 (*The National Archives of the United Kingdom*) において公開されることになった<sup>1</sup>。そして、これら文書群がイギリス帝国植民地支配に新しい光を投げかけることになったのである。

本稿の目的は、日本の東南アジア研究者のあいだでは必ずしも頻繁に使われていないイ

---

<sup>1</sup> 裁判所からの文書開示命令に対して、最初、外務コモンウェルス省はその不存在を主張したが、歴史学者の証言などもあってか後にこれを覆した。なぜそのような事態になったのか、外相の要請に基づいて移送文書群の由来などについて調査が実施され、レポートが出されている (Cary, 2011)。

植民地文書の組織的な破棄・隠ぺい工作は「遺産作戦 *Operation Legacy*」と呼ばれた。この作戦については、日本でもすでに詳しい論考が出されている (佐藤, 2015, 齋藤, 2015)。

ギリス国立文書館を利用した研究の在り方について、公開された移送文書群の例も踏まえながら論考することにある。本論でも述べるように、近年、文書館の利便性の著しい向上に伴い、逆説的ながら、誤った研究方法——例えば、キーワード検索にかかったファイルをデジタルカメラで写真撮影して持ち帰り、そうして得た史料にある情報をうまく組み立てていけば歴史が描けると単純に考えているような——をとる研究者も出現している。どのような調査を行い、どのように研究成果に繋げていったらよいのか。また、上記移送文書群は何を明らかにしてくれるのだろうか。ますます価値を高めつつあるイギリス国立文書館の利用に向けて若干の案内になればと思う。

## I イギリス国立文書館と東南アジア研究

イギリス国立文書館は世界で最も有名な文書館の一つとなっている。かつては公文書館 (The Public Record Office : PRO) とも呼ばれた。日本人研究者も訪れるがその多くは外交や経済史の研究者であり、地域研究の対象として東南アジアを扱う研究者はそのなかでは少ない。これには日本の東南アジア研究がフィールドワークを中心とする独自の地域研究の伝統をつくりあげてきたことが影響しているのかもしれない。ただ、イギリス国立文書館における調査は決してそうしたフィールド中心の研究と矛盾するものではない。むしろいろいろな点で補ってくれる。イギリスと東南アジアの関わりは深い。18世紀末以来長く、イギリスは主要なアクターの一つとしてこの地域の歴史に関わった。そのイギリスの理解のためにはこの文書館の史料が欠かせないはずである。また、イギリスが直接関わらなかった事象を明らかにしようとするにあたっても同国人が収集した情報は役に立つはずである<sup>2</sup>。

実のところ、東南アジア研究者向けのイギリス国立文書館利用の手引書としてはすでに清水元氏によって『英国立公文書館の日本・東南アジア関係史料』が著されている (清水, 1992)。原則論的な記述に加え、日本・東南アジア関係史を研究するにはどのような利用方法があるのかといった点にまで考察が加えられ、一般の東南アジア研究者も活用できる手引書となっている。筆者自身も同書に大変に助けられ、影響を受けてきた。ただ、同書の出版からは20年以上が経っている。その間、文書館がますます使いやすくなり、新しい史料も出るようになった半面、それに伴った問題も出るようになっていく。本章ではそうした点を中心に同書を補っていきたい。

<sup>2</sup> 同様な理由からアメリカ国立文書館 (The National Archives and Records Administration : NARA) において調査することも東南アジア研究者にきわめて有用と言える。NARA はアーカイブズ学的な文書整理が徹底されていないなど使いづらいところが多いが、日本人研究者向けの手引書も出ている (仲本, 2008)。

## 1. アーカイブズの構成原理を理解する

日本において史学系大学院で訓練を受けた研究者も、欧州で発達したアーカイブズ学の前にときに過つ。近年、文書館の利便性が向上し、コンピューターによる文書検索が容易になった。そして、そのことに伴い、文書館の端末に座ってキーワード検索で史料を探すことに熱中する、それが史料収集の王道であるとばかりに錯覚に陥っている若い研究者に出くわすことが多くなった。しかし、これは危うい。初歩でよいからアーカイブズ学を学び、アーカイブズの構成原理を理解すれば、そのことに気づくはずである。

一般論としてアーカイブズの資料の収集・整理には次の四原則があるとされている（小川ほか, 2007: 43-44）。

1. 「出所の原則」：出所が同一の記録・資料をほかの出所のそれらとは混同させてはならない、という基本原則。
2. 「原秩序尊重の原則」：単一の出所を持つ記録・資料の出所によってつくられた秩序は保存しなければならない、という基本原則。
3. 「原形保存の原則」：保存処置にあたって資料の原型をできる限り変更しないこと。
4. 「記録の原則」：資料の現状に変更を加える場合、または資料に修復措置を施す場合、その原型及び処置の内容を記録に残すこと。

アーカイブズは、以上のような原則に基づきながら、具体的にはおおよそ次のような手順で資料を収集・整理し、それらを保存する。文書の作成・評価・選別・移管・整理・配架の過程は「文書のライフサイクル」とも言われる<sup>3</sup>。

1. 評価・選別：資料を評価・選別し、不要なものは破棄する。
2. 移管：官庁など出所から資料を引き継ぐ。
3. 整理・配架：アーカイブズ独自の番号を付与するなど資料を整理したうえで配架する。
4. 公開：秘密文書は文書作成から起算して一定年限ののちに公開する。

ポイントは、アーカイブズの資料は、図書館のように書かれた内容によって整理・配架されているのではなく、出所の原秩序を反映して整理・配架されているということである。これをイギリス公文書に当てはめれば、たとえば、植民地省極東局（1954-1963）の文書

---

<sup>3</sup> 文書の「移管」を受けてから「評価・選別」を行うこともあるが、最近「移管」の前の早い段階で「評価・選別」を行うことが多くなってきているようである。

「FED59/4/01, Part C: Proposed State of Greater Malaysia」は、上記の手続きを経て、現在、国立文書館に「CO1030/979: Proposed State of Greater Malaysia」として配架されている。CO1030/979のファイル番号を請求すれば閲覧できる。ファイル番号は国立文書館によって与えられたものであるが、大まかに言えば、COは植民地省文書であること、また1030はその極東局文書であることを示している。植民地省極東局で使われたその他の文書もCO1030のあとに番号が付されて配架されている。

四原則（とくにそのうちの1と2）と「文書のライフサイクル」を通じて各アーカイブズはそれぞれが固有の資料の体系を持っている。国立文書館の利用にあたっては、以上のことを意識しながら、自分のテーマにあった調査方法を確立していく必要がある。そのなかで、比較的単純な調査方法が有効なのは、イギリスを第三者として歴史を記す場合である。アーカイブズ史料の示す情報をイギリスという第三者が得た情報として、すなわちアーカイブズ史料を現地新聞などと同様の史料として扱うことになる。この場合、オーソドックスな調査方法は、調査事項の情報を入手したであろう出所のファイル・リストを手に入れ、そのなかから関連すると思われるファイルをしらみつぶしに見ていく、というものになる。たとえば、独立後1960年代前半までのマラヤ連邦・マレーシアの政情（マレーシア形成前のシンガポール、北ボルネオ、サラワクの政情を除く）について調べようと考えた場合、次のコモンウェルス関係省極東東南アジア局のファイル・リストに載っているファイルが随分と参考になるはずである。

DO169: Commonwealth Relations Office and Commonwealth Office: Far East and Pacific Department: Registered Files (FE Series)

キーワード検索に引っかからなかったファイルであっても、自分のテーマと関連してそうであればできれば見たほうがよい。イギリスが現地社会に食い込んだ情報網から得た様々な情報が出てくることがある。

他方、複雑な調査方法が必要になるのは、イギリスを主要なアクターの一つとして歴史を記す場合である。アーカイブズ史料の情報を第三者が得た情報としてだけでなく、意思を持ってその物語に関わる者の情報として扱うことになる。政策決定過程の分析も必要となってくる。この場合、最もオーソドックスな調査方法は、調査事項の情報を入手したであろう出所のファイル・リストのみならず、イギリス政府の意思決定に関わったであろう出所のファイル・リストも手に入れ、そのあいだにどのようなやりとりがあったか全体の構図を考えながら、関連すると思われるファイルをしらみつぶしに見ていく、というものになる。たとえば、マレーシア形成—マラヤ連邦とイギリス保護下のシンガポール、サラワク、北ボルネオの合同—の過程をイギリスの政策の展開に注目しながら見るともなると、最少でも次のファイル・リストをチェックする必要があるだろう。

CAB128: Cabinet: Minutes (CM and CC Series)

CAB129: Cabinet: Memoranda (CP and C Series)

CAB130: Cabinet: Miscellaneous Committees: Minutes and Papers (GEN, MISC and REF Series)

CAB133: Cabinet Office: Commonwealth and International Conferences and Ministerial Visits to and from the UK: Minutes and Papers (ABC and other Series)

CAB134: Cabinet: Miscellaneous Committees: Minutes and Papers (General Series)

CO1030: Colonial Office and Commonwealth Office: Far Eastern Department and successors: Registered Files (FED Series)

DO169: Commonwealth Relations Office and Commonwealth Office: Far East and Pacific Department: Registered Files (FE Series)

FO371: Foreign Office: Political Departments: General Correspondence from 1906-1966

PREM11: Prime Minister's Office: Correspondence and Papers, 1951-1964

CAB128、CAB129、PREM11 などには広範な事項にわたったファイル群を形成しているが、これらについても該当しそうな部分のリストをつくることが望ましい。上記のほか、さらにインテリジェンス関係、国防省関係の文書をチェックすることが望ましい。

ここ 20 年、イギリス国立文書館の利便性は大きく向上した。コンピューターによる検索システムが登場し、デジタルカメラによる写真撮影も可能となった。それに伴って、調査のスタイルも劇的な変化を見せた。しかし、アーカイブズの構成原理は変わっていないし、従って、調査の基本も変わるべきではない。アーカイブズのなかでの史料の位置付けを意識せず、史料のなかの情報——しかも抽出しやすい情報——だけを集めて歴史を記すのは危うい。キーワード検索によって検索できるのはファイル名などデータベース上の事項だけである。キーワード検索は、調査の始めに手掛かりをつかみ、調査の終わりに漏れがないかを確認する、そのための補助的ツールとして使うべきなのである。完璧な調査は不可能なのだとともに、どこが不足しているのか自覚する必要がある。

## 2. 帝国の終焉に関するイギリス文書プロジェクト

アーカイブズの利用にあたっては、研究者たちが編纂・公刊した史料集があれば、これを用いてより効率的な調査ができる。それでは、東南アジア研究者向けのイギリス国立文書館の史料集はあるのだろうか。この点、助けとなるのが、帝国の終焉に関するイギリス文書プロジェクト (British Documents on the End of Empire Project : BDEEP) である。

イギリス国立文書館の文書全般について東南アジアに特定した史料集は存在しない。しかし、イギリス植民地全般の脱植民地化に特定した史料集がここ 20 年のあいだに充実するようになっており、東南アジア研究者もこれを活用することができるようになってきているのである。

BDEEP は、指導的立場にあるイギリス帝国史研究者らが名を連ねたプロジェクトで、協力して『帝国の終焉に関するイギリス文書 (British Documents on the End of Empire : BDEE)』と題する史料集を刊行しようというプロジェクトである。範囲としてはイギリス帝国の脱植民地化に関わる主要な史料 (インド・パキスタンを除く) を網羅しようとしており、極めて野心的なプロジェクトとなっている<sup>4</sup>。2015 年 9 月現在、以下の 3 シリーズ全 18 巻 (本にして全 36 冊) が出版され、同年 7 月からはウェブ上でも無料公開されている<sup>5</sup>。

Series A: General Volumes (5 Volumes, in 14 Parts).

Series B: Country Volumes (11 Volumes, in 20 Parts).

Series C: Sources for Colonial Studies in the Public Record Office (2 Volumes, in 2 Parts).

A シリーズでは、イギリス帝国の脱植民地化政策全般に関する史料が年代ごとに編纂され、B シリーズでは、主要な植民地への脱植民地化政策に関する史料が植民地ごとに編纂されている。C シリーズは、どのような文書がどのように文書館に整理・配架されているか、文書の在り方についての手引書になっている。

マレーシア関連では、B シリーズの第 3 巻マラヤ、第 8 巻マレーシアがある。いずれもストックウェル (A. J. Stockwell) 教授によって編纂されており、これらは極めて有用である。内容はマレーシアの脱植民地化についてきわめて広い範囲の文書をカバーしており、目配りは心憎いばかりである。このほか、A シリーズ、C シリーズも有用である。マラヤ連邦・マレーシアの脱植民地化の背景にはイギリス帝国全般の政策変容がある。A シリーズはそのことへの理解のための格好の材料を提供してくれる。さらに、C シリーズは脱植民地化に限らずイギリス帝国植民地文書全般の手引書となっている。手抜きのない、イギリス人研究者たちの仕事に敬意を抱かざるを得ない。

なお、同史料集についてよく出される疑問は、脱植民地化についてこれだけの史料集が出されたわけであるから、もはや文書館調査は不要なのではないか、あるいは似たようなことを逆に言って、史料はほぼ発掘し終えたようなので、この分野の研究は終息に向かうのではないか、というものである。確かに、脱植民地化についてはこれらを繋げればある

<sup>4</sup> インド・パキスタンの脱植民地化については史料集『権力移譲 1942-7 (The Transfer of Power 1942-7)』全 12 巻が編まれている。BDEEP はその成功を受けて進められた。

<sup>5</sup> <http://bdeep.org>, 2015 年 9 月 30 日閲覧。

程度の論文が書ける。もっともな疑問のように思える。

ただ、こうした疑問に対しては、筆者は否と答えざるを得ないと考えている。歴史研究を登山に例えれば、史料集はハイライト部分の写真だけを集めた登山ガイドブックのようなものである。個々の頂のあいだの尾根がどう繋がっているのか。山の植生はどこでどう変化しているのか。山を東や西から見たらどう見えるのか。写真だけのガイドブックを読んだだけでは、そういったことまではわからない。ましてや、山がなぜつくり出されたのか、そういったことは記されていない。同史料集をよく読み込んで全体の構図を理解し、そのうえで個々の問題意識をもって文書館調査を行う。これが望ましい研究姿勢である。この分野の研究はまだ始まったばかりなのである。

## II FCO141 が描く世界

実のところ、マウマウ事件訴訟が契機となり、移送文書群のほかにも外務コモンウェルス省が大量の文書——特別コレクション *special collection*——を滞留させてきたことが明らかとなった。その数は 60 万ファイルに及ぶとされる。とりあえず、大法官からこれらを保持する許可を得て、これらを調査するための独立委員会を設けたが、すべての文書を公開するには 10 年以上の作業を要するとみられる<sup>6</sup>。世紀転換期に起きたインテリジェンス文書の解禁に匹敵する文書公開の一大変革期を迎えようとしているのかもしれない。

ただいづれにしろ、すでに移送文書群は国立文書館に移管され、これらは FCO141 として公開されている。これらに基づく新しい研究も出されるようになってきた。まずは、『帝国コモンウェルス史誌 (*The Journal of Imperial and Commonwealth History*)』が 2011 年にマウマウ事件に関わった研究者たちによる論文を並べた事実上の特集号を組んだ (Vol.39, No.5)。ケニアにおける暴力の実態などについて論考が施された。さらにその後、ケニア以外の地域の歴史についても、FCO141 文書を用いて植民地支配に新しい光を当てようとする研究が出されるようになってきた。

前述のように、アーカイブズの史料は出所の原秩序を反映して整理・配架されており、史料調査にあたってはそこから単に情報を取り出そうとするのではなく、アーカイブズのなかでの史料の位置付けを意識しながらこれを読み込んでいくことが望ましい。それでは、これら FCO141 文書はどのような類の文書なのだろうか。ここで参考となるのは植民地文書の破棄・移送を指示した 1961 年の植民相の周知文である。後継政府に渡してはならないものとして次のものが挙げられているのである (Cary, 2011: 1)。

---

<sup>6</sup> Foreign and Commonwealth Office, "Guidance: FCO Special Collections," 29 July 2014 (<https://www.gov.uk/fco-special-collections>, 2014 年 10 月 10 日閲覧)。

- ・「イギリス政府あるいは他の政府を困惑させる可能性がある」もの
- ・「警察、軍、公務員あるいは警察への情報提供者のような人々を困惑させる可能性がある」もの
- ・「インテリジェンスの情報源を損なう可能性がある」もの
- ・「後継政府の閣僚による非道義的な使用の恐れがある」もの

支配者に不都合な文書、その現地協力者たちに不都合な文書、後継政府の人々が邪悪な目的で使用しかねない文書は破棄・移送された。注目すべきはイギリスは支配者としての悪行のみならず支配の協力者たちの秘密までも現地記憶から消し去ろうとしたことである。植民地支配は支配者と現地協力者との支配・協力関係から成り立っていたと解されているが、脱植民地化はこの支配・協力関係の再編として説明され得る<sup>7</sup>。かつての協力者たちのなかには後継政府を静かに去る者もいたが、後継政府を主導する者もいた。しかし、後継政府がナショナリズムを掲げて独立し、イギリスもこれと新しい関係を築こうとしている以上、かつての協力者たちとの秘め事は誰にとっても不都合な事実となった。イギリス帝国は文書の破棄・移送によって植民地支配と脱植民地化の本質的部分の記録を表世界から消し去り、帝国の遺産を邪悪な人々から守ろうとしたのである。FCO141 文書はそうした観点から収集された文書なのである。

それゆえ以下では、こうした性格を持つ FCO141 文書が東南アジア史についてどのようなことを明らかにしつつあるのか、シンガポールの事案を中心に新しい知見を紹介したい。戦後から 1960 年代にかけてマラヤ・シンガポールにおいては政府と地下の共産党とのあいだに暗闘——いわゆる国内冷戦——が続き、そうしたなか、最終的にはイギリスと協調関係にあるナショナリストたちが台頭し、彼らが新国家の舵を握ることになった。FCO141 文書はこの暗闘と脱植民地化の過程の解明にどのような寄与をしてくれるのであろうか。

実のところ、この点、筆者が本稿主要部分を脱稿後、板谷大世氏が FCO141 文書を用いた論考を公表している。シンガポール国憲法（1958 年）制定の過程で表の政治とは随分違うことが裏では行われていたというのである。そうしたことも踏まえて、以下では FCO141 文書の世界を提示したい。

## 1. リム・チンシオンとマラヤ共産党

FCO141 文書は戦後 1960 年代にかけてのマラヤ・シンガポールにおけるイギリス帝国とマラヤ共産党の国内冷戦の一部始終を明らかにしてくれる。マラヤ共産党は 1948 年に

<sup>7</sup> 脱植民地化の帝国主義と呼ばれる議論である (Louis and Robinson, 1994)。

武装闘争路線を打ち出したものの、1950年代に入るとこれに限界を見出し、ほかの反植民地主義勢力と連合戦線を組む方向へと闘争方針を転換した。マラヤの社会に広く浸透することで、影響力拡大をはかろうとしたのである。対して、イギリスはそうしたマラヤ共産党の戦略をよく把握して時宜を見ては弾圧を謀ったものの、華人社会から一定の共感を得ていた共産党の影響力を根絶することはできなかった。そして、そのことは華人が多数派を形成するシンガポールにおいては顕著であった。同島の政情不安はイギリス帝国をしてマレーシア形成へと向かわせる契機ともなった。シンガポールにおける国内冷戦については、シンガポール政府文書に基づく研究 (Lee Ting Hui, 1996)、マラヤ共産党側の人々の回想録に基づく研究 (原, 2009) などがすでに公表されているが、移送文書群——支配の協力者たちがときに身を挺して獲得した情報が記されている——はこの暗闘にさらに新しい光を当てるだろうことと期待される。

それゆえここでは上記事情を踏まえ、シンガポールにおける連合戦線の中心人物リム・チンシオン (Lim Chin Siong) とマラヤ共産党との繋がりを FCO141 文書がどう描いているか紹介したい。リムは、よく知られているとおり、人民行動党 (PAP: People's Action Party) 左派に所属し、右派を率いるリー・クアンユウ (Lee Kuan Yew) のライバルであった。リーは PAP を設立する際に党の支持層を拡大するため、華人に厚い支持層を持つ左派をあえて取り込んだのであった。しかし、リムは 1956 年に暴動に加担したとして逮捕された。その後、1959 年には出所したものの、1961 年、マレーシア構想の在り方をめぐってリーと再び対立し、PAP を離脱。対抗勢力バリサン・ソシアリス (Barisan Sosialis) を指導して大衆からの支持を求めたものの、結局、マレーシア構想の是非をめぐるレファレンダムに敗北。1963 年、後述の冷凍庫作戦で再逮捕された<sup>8</sup>。

実に、このリムは、前述の国内冷戦の観点から見ると、マラヤ共産党がとった連合戦線の戦術の要となる人物であったと位置付けられるが、謎も多い人物と言うこともできる。確かに彼は PAP 内にいたときもバリサンの書記長となったときも広い範囲の勢力と組んで反植民地主義闘争を実施していた点で一貫している。また、彼が強力な指導力を発揮したのも彼の背後に共産党の支持があったからだと考えられている。ただしかし、彼には謎もある。彼と党の関係がどの程度のものであったかがわからないのである。端的に言えば、リム自身が共産党員であったかどうかかわからないとされてきたのである。今となってはどちらでもよいことのようにも思えるが、戦後 1960 年代初頭にかけてのシンガポールの政治をいわば国内冷戦として理解しようとするれば、これはやはり明らかにしておいたほうがよい重要な論点と言えよう。

1960 年代初頭、シンガポール政府がマレーシア構想へ市民の支持を拡大するために出版した文書『統合への闘争 (Battle for Merger)』では、リムはマラヤ共産党が作りあげ

---

<sup>8</sup> リムの行跡については一冊が編まれている (Tan and Jomo, 2001)。

た最も重要なフロントのリーダーであると断言されている (Lee Kuan Yew, 1961: 27)。しかし、研究者たちのあいだでは、リムとマラヤ共産党とのあいだに一定の協力関係があったことは認めつつも、彼がマラヤ共産党員であったことについては懐疑的な見方を強調する傾向があると言える (竹下, 1995: 183)。

この点、新たに公開された文書で注目されるのは警察特務部 (Special Branch) が制作した『警察インテリジェンス誌』別冊第 1 号 (1957 年) である。同書はリムとマラヤ共産党とが一体となって連合戦線を形成していたとの見方を明確に示しているのである。警察は公共秩序維持令などによって逮捕した者たちを尋問した。同書にはリムが彼らを共産党系組織である反英連盟 (Anti-British League : ABL) へ勧誘したこと、党員名を付与したこと、教育のため党機関誌を配布したこと、細胞で会議を行っていたことなど生々しい証言が掲載されている。フロント組織におけるリムの役割の大きさを強調している点が印象的である<sup>9</sup>。前記『統合への闘争』の下敷きの一つとなったようにも思われる。

それでは、リムはやはり党員であったのか。ここでは、イギリス文書をいったん離れ、マラヤ共産党指導者であったチン・ペン (Chin Peng) の証言に注目しつつ議論を補いたい。1999 年、彼はキャンベラにおいて各国の学者たちとワークショップを行った。そのなか、リム・チンシオンは南タイの党と連絡をとったことがないのか、との質問に対して、彼は次のような微妙な言い回しで答えているのである (Chin and Hack, 2004: 190-191)。

I don't think so. I don't think so. Lim Chin Siong never admitted he was Communist Party member.

チン・ペンはリムが党員ではなかったとは言っていない。党員であると認めなかった、というリムが展開した主張を繰り返しているだけなのである。

リムとマラヤ共産党とは研究者たちが考えてきた以上に緊密な協力関係にあったと考えるべきであろう。

## 2. リー・クアンユウについて

リー・クアンユウがシンガポールの国内冷戦において果たした役割については、理解が深まったものの、謎も深まった。筆者が常々注目してきたのは当時のプレスが報じたリーの言動とイギリス文書の描くリーの言動とのあいだの乖離である。1963 年 2 月、シンガポール政府はリム・チンシオンら 100 名以上の左翼活動家の逮捕——冷凍庫作戦 (Operation Coldstore) ——に踏み切った。このとき、リーは、プレスに対し、外部の要因

<sup>9</sup> Supplement No.1 to Police Intelligence Journal for 1957, FCO141/14775, the National Archives of the United Kingdom(NAUK).

なしには作戦を実施しなかったであろうことを示唆したとされる (*The Straits Times*, 4 February 1963)。しかし、これは誤解を与える報道であったかもしれない。イギリス文書を読む限り、彼は作戦の実施に積極的で、イギリス現地代表のほうがむしろ消極的であった、というようにも読めるからである。1990年代のイギリス文書公開に伴い、このことについては研究も出されている (Harper, 2001: 40-42)。リーは表向き以上にイギリスと親密な関係にあり、その存在を巧みに利用する立場にあったのだ。

今回の移送文書群公開で改めて注目したいのは、1957年8月の一斉逮捕事件をめぐる経緯についてである。よくリーは1954年から1992年まで書記長を務めたとされるがそのような言説は便宜上のものであり正確ではない。1957年8月、PAP党大会の後、左派が執行部を握ったことがあるからである。このとき、左派が大挙して党大会に参加したため選出された中央執行委員会は半数が左派に占められることになった。左派は体裁を整えるためリーら右派を党委員長、書記長に推したが、リーたちはこれを固辞した。その後、政府が新たに選ばれた委員長ら(左派)を逮捕、執行部が崩壊。結局、リー一派が復帰し、こうした事態を踏まえて、党執行部に忠実な現在の党組織をつくりあげていくことになった。そうした経緯があるのである (板谷, 2014, 215-216)<sup>10</sup>。

リーたちは逮捕を事前に知っていて職を固辞したのではないかとの疑義が当時から論じられ続けてきた。この点、今回公開された当時の総督の覚書にはこの頃の政府内のやりとりについて興味深いことが記されている。少し長くなるが、ニュアンスが誤って伝わるとうけないので、これも原文のまま以下に引用する<sup>11</sup>。

He said that in his recent talk with the C.P. and D.S.B. and Mr. Khaw, they had all been a little bit hesitant about the action to be taken. I said that I had conversations with them and that I knew they were completely satisfied that action must be taken and, indeed, that they would be recommending this. I suggested that the hesitation was related to their concern about the possibility of suggestions being made that The C.M. was taking action in order to help Lee Kuan Yew pull his chestnuts out of the fire, that is, to eliminate some of the opposition within the P.A.P. The C.M. said that Lee Kuan Yew had not specifically asked him for help of this kind, but, from their conversations, he knew that Lee Kuan Yew would like him to do this. He assured me that he was on top in these negotiations and it was he who would be obliging Lee Kuan Yew, and not the other way round. He was prepared to assume full responsibility for the action taken, and considered it essential to do it

<sup>10</sup> 翌年、PAPは党規約を大幅に変更した。中央執行委員会が幹部党員を指名し、幹部党員が中央執行委員を選出することになった。

<sup>11</sup> Note by Governor, 8 August 1957, FCO141/14774, NAUK.

comprehensively and soon.

引用文最初の He は C.M.で、C.M.は首席大臣を務めていたリム・ユウホック Lim Yew Hock、C.P.は警察庁長官、D.S.B.は警察特務部、Mr. Khaw は特務部にいた許啓謨 (Khaw Kai Boh) であったと考えられる。リーは政府の措置を知っていて役職を辞したわけではなさそうであるが、逮捕劇の経緯は以上のようなものであったと推察されるのである。

なお、すでに述べたように、リー・クアンユウとイギリス当局との関係については板谷氏がすでに FCO141 文書を用いた論考を出している。シンガポール国憲法（1958年）制定の過程において、リーは表向き破壊条項——過去に治安を乱す破壊活動を行った者には、内政自治権が認められた後の最初の議会選挙に出る資格を与えないとする条項——の挿入に反対したものの、別の場面ではイギリスとそのことで合意していたというのである（板谷、2014、212）。結局、この条項は枢密院令として施行された。その結果、PAP 左派指導者らが 1959 年選挙に出られず力が殺がれたのは、よく知られているとおりである。

2015 年 3 月、リー・クアンユウは 91 歳で死去した。同年 9 月現在、かつて彼の回りにあった人々の多くもすでに鬼籍に入っている。過去のことが完全な歴史となってしまうと、その後、修正主義が台頭することであろう。そうしたなか、移送文書群を始めとするイギリス文書が果たす役割は今後ますます大きくなると思われる。

## おわりに

以上、イギリス国立文書館の利用上のいくつかの論点について論じるとともに、FCO141 が描く世界を紹介してきた。

筆者は、ここ 20 年近くのあいだ、マレーシア、シンガポール、ブルネイの脱植民地化の研究を進めてきた。本論考を記したのは、研究に一区切りをつけたいという思いもあったが、不完全なものであれ研究の方法論やあり方に関して記す時期に来ている、という判断もあったからである。そのきっかけはやはり冒頭に記したマウマウ団事件判決であった。BBC が速報でこれを流したとき、真っ先に研究者がその解説を行ったことに、筆者は二重の衝撃を覚えたのである。

衝撃の第一は帝国支配における暴力の問題についてであった。実のところ、現在のイギリス帝国史研究の主流——前記 BDEE を編纂した研究者ほかアカデミック・コミュニティの主流——においては、イギリス帝国は現地社会の同意やイギリスの文化的な力によって成立したとする考えが根強い。わずかの数の欧州人がその数千倍のアジア・アフリカの民を治めることができたのは、暴力だけでは説明できない。イギリス人は暴力の限界をよく自覚し、スマートに植民地帝国をつくり出したというのである。しかし、そうした論理に

は危ういところもある。日常的な同意や文化的な力はその背景に非日常的な究極の暴力があつて成り立つものであつた。主流の研究は潜在しつつも、ときに噴出する暴力への問題意識が弱い。研究者はこの問題にもっと真剣に取り組むべきなのだ<sup>12</sup>。マウマウ事件訴訟はそのことを改めて想起させてくれた。

衝撃の第二は研究者の果たす役割についてであつた。マウマウ団事件訴訟においては、研究者たちが史料の所在を突き止めるなどして大きな役割を果たした。また、訴訟を通して知られていなかった巨大な文書群の存在も明らかにし、その開示に道筋をつけた。研究者—昔のことを詮索する歴史学者も含め—は、今少し前屈みになれば、社会にもっと大きな貢献をすることができる。さらに言えば、そうした姿勢がなければ、偏狭な研究に陥ってしまうのかもしれない。本論ではあえて触れなかったが、ケニアの独立は1963年でマレーシアの設立も1963年、ケニアの非常事態の時期(1952-1960年)とマラヤの非常事態の時期(1948-1960年)は重なっており、内戦の規模もほぼ同規模であつた。同様の虐殺事件が起きたものの、ともにこれまで深くは追及されて来なかった。当然、判決はマレーシア社会にも大きな関心を持って迎えられた。

至らなかったという自省の念も込めて本論考を閉じたい。

#### 〈参考文献〉

- 板谷大世 (2014) 「シンガポールの内政自治権獲得と2つのコンスティテューションー1985年シンガポール国憲法の制定と人民行動党党規約改正が果たした役割」 広島市立大学国際学部国際政治・平和フォーラム編『世界の眺めかたー理論と地域からみる国際関係』千倉書房。
- 小川千代子、阿部純、大川内隆朗、研谷紀夫、鈴木香織 (2007) 『アーカイブを学ぶー東京大学大学院講義録「アーカイブの世界」』岩田書院。
- 木畑洋一 (2008) 『イギリス帝国と帝国主義ー比較と関係の視座』有志舎。
- 佐藤尚平 (2015) 「忘れたはずの記憶：新出資料『イギリス帝国の遺産作戦』関連文書群」 (<http://ricas.ioc.u-tokyo.ac.jp/asj/html/063.html>, 2015年9月30日閲覧)。
- 齋藤嘉臣 (2015) 『『帝国の遺産』が問うもの』『人環フォーラム』34号。
- 清水元 (1992) 『英国立公文書館の日本・東南アジア関係史料』アジア経済研究所。
- 竹下秀邦 (1995) 『シンガポールーリー・クアンユウの時代』アジア経済研究所。
- 仲本和彦 (2008) 『研究者のためのアメリカ国立公文書館徹底ガイド』凱風社。
- 原不二夫 (2009) 『未完に終わった国際協力ーマラヤ共産党と兄弟党』風響社。

<sup>12</sup> この点、木畑洋一氏は帝国支配における暴力の問題を常々強調してきた(木畑, 2008)。

- Cary, Anthony (2011) *Report on Migrated Archives*, London: Foreign and Commonwealth Office.
- Chin, C. C. and Hack, Karl (eds.) (2004) *Dialogues With Chin Peng: New Light On The Malayan Communist Party*, Singapore: Singapore University Press.
- Harper, T. N., (2001) “Lim Chin Siong and the “Singapore Story,” in Tan Jing Quee and Jomo K. S. (eds.) (2001) *Comet in Our Sky: Lim Chin Siong in History*, Kuala Lumpur: INSAN.
- Tan Jing Quee and Jomo K. S. (eds.) (2001) *Comet in Our Sky: Lim Chin Siong in History*, Kuala Lumpur: INSAN.
- Lee Kuan Yew (1961) *Battle for Merger: A Series of Twelve Radia Talks on the Struggle for Independence through Merger between Singapore and the Federation of Malaya*, Singapore.
- Lee Ting Hui, (1996) *The Open United Front: The Communist Struggle in Singapore, 1954-1966*, Singapore: South Seas Society.
- Louis, WM. Roger and Robinson, Ronald (1994) “The Imperialism of Decolonization.” *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, Vol. 22, No. 3.

\*本稿の執筆にあたっては、防衛大学校の高橋和宏准教授から貴重なコメントを頂いた。記して感謝いたします。

(すずき・よういち 下関市立大学)